

競争的研究費に関する関係府省連絡会の設置について

令和2年1月16日

競争的研究費に関する関係府省申し合わせ

(目的)

研究力強化に資する研究資金改革の推進や適切な競争的研究費の運用の確保を目的として、「競争的研究費に関する関係府省連絡会」(以下「連絡会」という。)を開催する。

(事務)

連絡会は、次の事務を行う。

1. 競争的研究費の運用に係る関係府省の意見交換、連絡調整に関すること。
2. 競争的研究費に係る予算状況、申し合わせ対応状況等に係るフォローアップに関すること。

(構成員)

連絡会の構成員は、競争的研究費を所管する府省のとりまとめ担当課長等を基本とし、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて構成員を追加することができるほか、オブザーバーの参加を認める。

(構成員の代理)

連絡会の構成員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(運営)

連絡会は、必要に応じて適時開催するものとし、連絡会の庶務は内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付で処理する。

(担当者会議)

連絡会の議事運営を円滑に実施するため、「競争的研究費に関する関係府省連絡会担当者会議」(以下「担当者会議」という。)を開催する。

担当者会議の構成員は、担当課長補佐等を基本とし、連絡会構成員が指名する。ただし、必要に応じて構成員を追加することができるほか、オブザーバーの参加を認める。

担当者会議は、必要に応じて適時開催するものとする。

(雑則)

以上に掲げるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

競争的資金に関する関係府省連絡会の設置について(平成13年2月16日付競争的資金に関する関係府省申し合わせ)及び研究資金に関する関係府省連絡会の開催について(平成27年9月1日付研究資金に関する関係府省申し合わせ)は廃止する。

上記申し合わせの廃止に伴い、運用中の競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ及び研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせのクレジットを競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせに統一する。

(別紙)

競争的研究費に関する関係府省連絡会 構成員名簿

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官

総務省国際戦略局技術政策課長

文部科学省研究振興局振興企画課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長

農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課長

経済産業省産業技術環境局総務課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室長

防衛装備庁技術戦略部技術振興官